

# 告示

## 埼玉県告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県 第 十 三 号 事 第 十 三 号 事 第 十 三 号	埼玉県 第 十 一 号 事 第 十 一 号 事 第 十 一 号	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉県 第 十 三 号 事 第 十 三 号 事 第 十 三 号	埼玉県 第 十 一 号 事 第 十 一 号 事 第 十 一 号	株式会社 国際確認 検査セン ター	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	住所	大阪府大阪市 中央区北浜三 丁目七番十二 号	東京都中央区 京橋二丁目八 番七号	令和元年六 月一日
構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	住所	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	住所	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	住所	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	住所	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日